械設備工事」において、Ａ等級に格付けされている者であること。ただし、環境省における平成29・30年度競争参加資格のうち、「建築工事」又は「機械設備工事」の資格を引き続き取得すること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、環境省大臣官房会計課長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（前項の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　提案書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、環境省大臣官房会計課長から「工事請負契約等に係る指名停止等措置要領について（平成13年１月６日環境会第９号）」に基づく指名停止を受けていない者であること。

⑹　平成13年度以降に、本業務の要求水準書で要求する焼却施設の規模（120トン／日）以上の施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第８条第１項に掲げる施設のうち、同法施行令第５条第１項に掲げる焼却施設。）を元請けとして自ら設計し、施工した実績を有すること。施工実績は、平成13年４月１日から本工事に係る提案書等の提出期限までの間に工事が完成し引渡しが済んでいるものに限るものとする。

⑺　仮設処理施設の建設に際して、下記の要件を全て満たす現場代理人及び監理技術者を専任で現場に常駐させることができること。

１）監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

２）土木施工管理技士（１級）、建築施工管理技士（１級）又は、技術士（建設部門又は総合技術監理部門（建設））の資格を有する者であること。

３）入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

⑻　仮設処理施設の運営・維持管理に際して、下記の要件を満たす運営責任者及び廃棄物処理施設技術管理者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第17条）を、仮設処理施設に専任で配置できること。

１）入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

⑼　入札に参加しようとする者に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、以下の関係がある場合に、入札を辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、入札心得第４条の３第１項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

１）資本関係　以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）による改正前の商法（明治32年法律第48号。以下「旧商法」という。）第211条の２第１項及び第３項の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

①　親会社（旧商法第211条の２第１項及び第３項の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

②　親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

２）人的関係　以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

①　一方の会社の役員（代表権を有する取締役（代表取締役）、取締役（社外取締役及び委員会設置会社（会社法（平成17年法律第86号）第２条第１項第12号に規定する委員会設置会社をいう。）の取締役を除く。）及び委員会設置会社における執行役又は代表執行役をいう。以下同じ。）が、他方の会社の役員を兼ねている場合

②　一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法又は民事再生法の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

３）その他入札の適正さが阻害されると認められる関係　２）①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

⑽　以下に定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

１）健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

２）厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

３）雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出の義務

⑾　入札説明書において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。また、警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、公共工事からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑿　その他入札説明書による。

３　契約条項を示す場所等

⑴　契約条項を示す場所

〒960―8031 福島県福島市栄町11―25ＡＸＣビル６階　東北地方環境事務所福島環境再生事務所経理課契約第二係　電話024―573―7386

⑵　入札説明書の交付期間等　平成29年２月13日から平成29年３月13日まで。

入札説明書は、東北地方環境事務所福島環境再生事務所ホームページから入手すること。

４　提案書等の提出期限等及び開札の日時等

⑴　提案書等の提出期限

期限　平成29年３月13日12時00分まで

場所　３⑴契約条項を示す場所に同じ。

方法　入札説明書による。申請書の提出は、電子調達システムによること。

なお、提出された提案書等は、環境省において入札説明書に定める評価に関する基準に基づき審査するものとする。

⑵　入札書の提出方法　開札の日時までに電子入札方式により提出するものとする。

⑶　開札の日時

日時　平成29年４月13日10時30分

５　その他

⑴　契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　入札保証金　免除。ただし、入札保証保険証券を開札時までに提出することとする。この場合の保証金額は、入札金額（入札価格に消費税及び地方消費税相当額を加えたものをいう。）の100分の５以上とする。

契約保証金　免除。ただし、公共工事履行保証証券による保証を付するものとする。この場合の保証金額は、契約金額の10分の３以上とする。

⑶　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他入札の条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。

⑷　契約書作成の要否　要

⑸　落札者の決定方法　次の各要件に該当する者のうち、入札説明書に定める総合評価の方法によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。

①　入札価格が、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。

②　提案書が、環境省による審査の結果、合格していること。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、上記各要件を満たす者であって、落札者となるべき者以外で最も数値が高い者を落札者とすることがある。

⑹　その他　詳細は、入札説明書による。

６　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Kentaro Doi, Fukushima Office Director for Environmental Restoration, Tohoku Regional Environmental Office, Ministry of the Environment.

⑵　Classification of the services to be procured : 78

⑶　Subject matter of the contract : Construction and operation of a temporary incineration plant in Adachi Region, fiscal year 2017.

⑷　Fulfillment period : 31 March 2023.

⑸　Fulfillment place : As in the tender documentation.

⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :

①　not come under Article 70 and 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting.